

## 17 安らかな死と安らかな生と

オランダは、世界で初めて安楽死が法的に許される国になりました。

延命を拒否する人の治療を、本人の意思を尊重して手控える「尊厳死」だけではない。医師が薬物で命を縮める「安楽死」も、手続きが公正なら認められる。この死体埋葬改正案は下院で可決されたが、九一対四五で、賛成票がかなりの数にのぼった。

もっと驚くところがある。反対票といつても、そのうち三九票は「刑法の安楽死罪そのものを廃止すべきだ」「これまで生ぬるい」と主張する議員のものなのだ。つまり、安楽死自体についての贅否でいえば、賛成一三〇対反対六である。

わが国では、「尊厳死を認めると心身障害児や痴呆のお年寄りの存在を否定する」といつながらかねない」といった心配から、法制化

には反対が強い。日本尊厳死協会も「積極的に命を短くする安楽死には反対」との立場を明確にしている。

なぜ、オランダと日本とでいつも違うのだろうか。その背景を総じめ、「安らかな死」とともに「安らかな生」についても考えたい。

違いの第一は、新しい事態が起きた時の対処の仕方である。

日本では「事をはつきりさせずに解決する方が、みんなの幸せ」と「うみむね」を重んじる風潮がある。

家族と医師のあとの呼吸で死期を算めるケースがあることは、医療界では公然の秘密だ。東海大のいわゆる「安楽死事件」が表面化した時、現場では「なぜ外部に漏れたのか」に闇雲が集まつた。

一方、オランダでは、現実をおきたじにし

93・2・19

●こじは

### 【尊厳死】

日本尊厳死協会や日本のマスメディアが使っていける「尊厳死」は、欧米諸国の「自然死」にあたります。本人の意思を尊重するという立場から、ほとんどの国で認められています。「尊厳死」より「自然死」の方が、冷静で中立的で、実態に合った表現だと思われます。

た上で徹底的に議論して決着をつけようとす。安楽死を望む人がいるなら合法化し、その上で条件を厳しく定めるべきだと考える。

刑法の安楽死罪を医師が免れるための要件は、「不治の病である」「耐えがたく、かつ治療でやわらげられない苦痛がある」「死期が近い」「別の医師の意見も求める」など十八項目にのぼる。医師は安楽死の方法や経過などを詳しく記録し、死後、検屍官に報告するよう義務づけられている。

違いの第一は、本人の意思をどう考えるかだ。日本では病名を本人に告げないことが多いと思われるが、オランダでは告げるのが当然とされる。日本医師会は昨年の尊厳死についての報告書で、「本人の署名文書がないても、家族や友人の証言が信頼できれば本人の意思に準ずる」としたが、オランダでは「患者本人が署み、書面に署名している」とことが不可欠の条件となる。

第二は、オランダの人々や政府は、「死ぬ権

利」だけに關注が深いのではなく、生の権利だ。すべての人がその人らしく誇りを持つて「生きる権利」の実現にも熱心なのである。

日本ではお年寄りが、オランダでは町なかのケア付きホームで暮らし、そこには自宅で使っていた家具がいくつも持ち込まれている。精神病院は次々と廃止され、精神病の人々も町の中で治療を受けながら暮らせる仕組みが整えられつつある。

一人では暮らせない重い知的ハンディを負った人々も、専門家の支援を受けて町の中のグループホームに住み、仕事や趣味を楽しんでいる。その生き生きとした日常生活には北欧の福祉専門家も一目惚。

命の終わりが近づいた人にも、さしあがまなハンディを負った人にも、安らかで、尊厳を持つて「生きる」日々を保障する。そのための行動と一体となってこそ、安楽死や尊厳死の論議の意味があるのでないか。

●その後

オランダ上院で10日、世界で初めて安楽死を合法化する国レベルの法律が成立した。賛成46、反対28。明確な意思表示がある△耐え難い苦痛がある△治療の方針が残されていない△第三者の医師と協議する、などの要件を満たした場合、かかわった医師らを殺人や自殺ほう助などの刑事訴追の対象としないことを法的に定める。安楽死が認められるのは12歳以上。16歳未満の場合は親権者の同意が必要とされる。(朝日新聞 01・4・11タブ刊)

●その後 | 本

『自ら死を選ぶ権利』オランダの安楽死のすべて』ジャネット・あかね・シャボット著、徳間書店、95  
『安楽死一生と死をみつめる』NHK人体プロジェクト編著、NHK出版、96